

一、相关新法令、新政策

- [关于审理洗钱等刑事案件具体应用法律若干问题的解释](#)

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法释〔2009〕15号
 【发布日期】2009-11-04
 【实施日期】2009-11-11
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=139058

- [关于贯彻落实抑制部分行业产能过剩和重复建设引导产业健康发展的通知](#)

【发布单位】环境保护部
 【发布文号】环发〔2009〕127号
 【发布日期】2009-10-31
 【提示】该通知提出以下要求：
 ○ 提高环保准入门槛，严格建设项目环评管理；
 ○ 加强环境监管，严格落实环境保护“三同时”制度；
 ○ 严肃查处环境违法行为，落实环保政策措施。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/200911/t20091109_181378.htm

- [关于扩大个人本外币兑换特许业务试点的通知](#)

【发布单位】国家外汇管理局
 【发布文号】汇发〔2009〕54号
 【发布日期】2009-11-09
 【提示】国家外汇管理局在之前试点的基础上，进一步扩大个人本外币兑换特许业务试点，同时完善了《[个人本外币兑换特许业务试点管理办法](#)》。本次扩大试点的内容包括：

扩大试点范围	试点地区扩大为：天津、上海、江苏、山东、广东、北京、黑龙江、浙江、福建、广西、海南、云南、新疆等省市（自治区），及深圳、青岛、厦门、宁波等计划单列市。
增加特许经营机构数量	鼓励特许经营机构在试点地区内跨地区设置分支机构连锁经营。

一、関連する新法令、新政策

- [資金洗浄等の刑事事案審理の際の具体的な法律の応用に関する若干事項についての解釈](#)

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法積〔2009〕15号
 【発布日】2009-11-04
 【施行日】2009-11-11
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=139058

- [一部業種の生産能力過剰及び重複建築の抑制を貫徹して遂行することで産業の健全な発展を促すことについての通知](#)

【発布機関】環境保護部
 【発布番号】環発〔2009〕127号
 【発布日】2009-10-31
 【コメント】本通知では次の要求を行っている。
 ○ 環境保全参入のハードルを引き上げ、建設プロジェクト環境評価管理を厳格化する。
 ○ 環境の監督管理を強化し、環境保全の「(設計、施工、操業の)3つの同時進行」制度を厳格に遂行する。
 ○ 環境違法行為を厳粛に取り締まり、環境保全政策措置を遂行する。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/200911/t20091109_181378.htm

- [個人の人民元外貨両替フランチャイズ業務の試行範囲を拡大することについての通知](#)

【発布機関】国家外匯管理局
 【発布番号】匯發〔2009〕54号
 【発布日】2009-11-09
 【コメント】国家外匯管理局は従来の試行範囲をベースに、個人の人民元外貨両替フランチャイズ業務試行範囲を一層拡大すると同時に、「[個人の人民元外貨両替フランチャイズ業務試行管理弁法](#)」を整備した。この度の試行範囲が拡大される内容は次のとおりである。

試行範囲の拡大	試行範囲は次の地域に拡大される。天津、上海、江蘇、山東、広東、北京、黒龍江、浙江、福建、広西、海南、雲南、新疆等の省市（自治区）、及び深圳、青島、アモイ、寧波等の計画単列市。
フランチャイズ事業機関の数の増加	フランチャイズ事業機関が試行地域内で地区を跨ぎ分支機関を設置しチェーン事業を展開することを奨励する。

简化兑换 手续	对于单笔 500 美元以下的小额兑换业务, 允许经营机构先办业务, 事后在个人结售汇管理信息系统补录。
明确监管 要求	明确细化对特许经营机构的监管要求。

【备注】个人本外币兑换特许业务, 是指境内非金融机构(包括外商投资企业)经国家外汇管理局批准, 在试点区域或城市为个人办理的人民币与外币之间的货币双向兑换业务。

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

关于扩大个人本外币兑换特许业务试点的通知
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=801000000000000000,54&id=4

国家外汇管理局负责人答记者问

http://www.safe.gov.cn/model_safe/news/new_detail.jsp?ID=900000000000000000,753&id=2

国家外汇管理局扩大个人本外币兑换特许业务试点

http://www.safe.gov.cn/model_safe/news/new_detail.jsp?ID=900000000000000000,752&id=2

● 关于加强劳动人事争议调解工作的意见

【发布单位】人力资源和社会保障部等四部门

【发布文号】人社部发〔2009〕124号

【发布日期】2009-10-30

【提示】该意见提出:

- 推动企业依法设立劳动争议调解委员会。
- 对未经调解组织调解, 当事人直接申请仲裁的劳动争议案件, 仲裁委员会可向当事人发出调解建议书(委托调解组织进行调解, 需要得到当事人的同意), 引导其在乡镇、街道、企业以及人民调解委员会等调解组织进行调解, 就近就地解决争议。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&qid=43dcd7bd-fa89-43f5-a299-4c9cbbac5149&tid=Cms_Info

● 食品标识管理规定(修改)

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局

【发布文号】国家质量监督检验检疫总局 2009 年第 123 号令

【发布日期】2009-10-22

【提示】食品生产者在 2010 年 06 月 01 日前生产加工的食品可以继续使用符合

両替手続 きの簡素 化	一回の取引額が 500 米ドル以下の小額の両替業務については、事業機関が先に業務を取り扱い、その後で個人人民元転・外貨決済情報システムにて記録を補充することを認める。
監督管理 の要求の 明確化	フランチャイズ事業機関に対する監督管理上の要求を明確に細分化する。

【備考】個人の人民元外貨両替フランチャイズ業務とは、国内の非金融機関(外商投资企业を含む)が国家外貨管理局の許可を受け、試行区域又は都市において、個人のために取り扱う人民元と外貨との間の通貨相互両替業務をいう。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。個人の人民元外貨両替フランチャイズ業務の試行範囲を拡大することについての通知

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=801000000000000000,54&id=4

国家外貨管理局責任者による記者質問に対する回答

http://www.safe.gov.cn/model_safe/news/new_detail.jsp?ID=900000000000000000,753&id=2

国家外貨管理局が個人の人民元外貨両替フランチャイズ業務試行範囲を拡大する

http://www.safe.gov.cn/model_safe/news/new_detail.jsp?ID=900000000000000000,752&id=2

● 労使紛争調停作業を強化することについての意見

【発布機関】人的資源及び社会保障部等の 4 つの部門

【発布番号】人社部発〔2009〕124 号

【発布日】2009-10-30

【コメント】本意見によると次のとおりである。

- 企業が法に照らして労使紛争調停委員会を設置することを推進する。
- 調停組織の調停を行わずに、当事者が直接に仲裁を申し立てた労使紛争事案については、仲裁委員会は当事者に調停提案書(調停組織に調停を依頼するためには、当事者の同意が必要となる)を送付し、当該当事者が郷鎮、町内、企業及び人民調停委員会等の調停組織において調停を行い、最寄の場所又はその場で紛争を解決するように促すことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&qid=43dcd7bd-fa89-43f5-a299-4c9cbbac5149&tid=Cms_Info

● 食品表示管理規定(改正)

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局

【発布番号】国家品質監督検査検疫総局 2009 年第 123 号令

【発布日】2009-10-22

【コメント】食品製造者が 2010 年 6 月 1 日までに製造し加工した食品は、引き続き原規定の

原规定要求的原有标识包装,也可以在销售单元中通过加贴标签、另附补充说明等形式完善原有标识中有关内容,保证全部标识内容符合新修改的《食品标识管理规定》。自 2010 年 06 月 01 日起,各级质量技术监督部门对生产加工的食品标识内容和形式不符合新修改的《食品标识管理规定》要求的,依法予以查处。

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

食品标识管理规定(修改)

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zjgg/2009/200911/t20091112_130476.htm

关于实施新修改的《食品标识管理规定》有关事项的公告

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zjgg/2009/200911/t20091112_130474.htm

● 商标代理管理办法

【发布单位】国家工商行政管理总局

【发布文号】国家工商行政管理总局令 46 号

【发布日期】2009-11-11

【实施日期】2009-11-11

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/flfg/2009-11/13/content_1463558.htm

● 关于依法保护行政诉讼当事人诉权的意见

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发(2009)54号

【发布日期】2009-11-09

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=139194

● 浙江省城镇污水集中处理管理办法(浙江)

【发布单位】浙江省人民政府

【发布文号】省政府令 265 号

【发布日期】2009-10-19

【实施日期】2010-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node359/node365/userobject9ai109101.html>

要求に適合する従来の表示包装を使用することも、販売ユニット中にラベルを貼付し、補足説明を別途に添える等の形式で従来の表示中の内容を完全にし、すべての表示の内容が改正後の「食品表示管理規定」に適合するように保証することもできる。2010 年 6 月 1 日から、各レベルの品質技術監督部門は、製造加工される食品の表示内容と形式が改正後の「食品表示管理規定」の要求に適合しない場合、法に照らしてこれを取り締まる。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。食品表示管理規定(改正)

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zjgg/2009/200911/t20091112_130476.htm

新たに改正された「食品表示管理規定」の施行に関する関係事項についての公告

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zjgg/2009/200911/t20091112_130474.htm

● 商標代理管理弁法

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発布番号】国家工商行政管理総局令 46 号

【発布日】2009-11-11

【施行日】2009-11-11

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2009-11/13/content_1463558.htm

● 法に照らして行政訴訟当事者の訴権を保護することについての意見

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発[2009]54号

【発布日】2009-11-09

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=139194

● 浙江省市街地污水集中处理管理弁法(浙江)

【発布機関】浙江省人民政府

【発布番号】省政府令 265 号

【発布日】2009-10-19

【施行日】2010-01-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.zj.gov.cn/gb/zjnew/node3/node22/node167/node359/node365/userobject9ai109101.html>

● [深圳市员工工资支付条例（深圳）](#)

【发布单位】深圳市人民代表大会常务委员会
【发布文号】深圳市第四届人民代表大会常务委
员会公告（第一一八号）

【发布日期】2009-10-21

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

深圳市员工工资支付条例

http://www.shenzhen.gov.cn/zfgb/2009/gb675/200911/t20091112_1226757.htm

关于修改《深圳市员工工资支付条例》的决定

http://www.shenzhen.gov.cn/zfgb/2009/gb675/200911/t20091112_1226758.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [《侵权责任法》公开征求意见](#)

日前，全国人大常委会全文公布《[中华人民共和国侵权责任法\(草案\)](#)》，向社会公开征集意见(截止日期：2009年12月05日)。

(里兆律师事务所 2009年11月13日整理编写)

● [某著名跨国手机生产商处罚经销商“窜货”事件的《反垄断法》分析](#)

[“窜货”事件的简要回顾](#)

2009年上半年开始，济南、杭州等地某著名品牌手机的部分经销商因不满某著名跨国手机生产商（以下简称“该生产商”）对其“窜货”行为课以重罚而发起了针对该品牌手机的声讨、拒卖活动，在全国范围内引起了广泛的关注。该事件的大致经过如下：

- 05月21日，该品牌手机在全国约200个经销商聚集长沙，声讨该生产商打击“窜货”的巨额罚款行为；
- 06月01日，该品牌手机数十位浙江当地经销商齐聚该生产商的杭州办事处，要求其归还“窜货”的巨额罚款；
- 06月10日，该品牌手机在山东的约40家经销商打出横幅，一致拒卖该品牌手机；

● [深圳市従業員給与支払条例\(深圳\)](#)

【発布機関】深圳市人民代表大会常務委員会
【発布番号】深圳市第四期人民代表大会常務委員会公告(第一一八号)

【発布日】2009-10-21

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。

深圳市従業員給与支払条例

http://www.shenzhen.gov.cn/zfgb/2009/gb675/200911/t20091112_1226757.htm

「深圳市従業員給与支払条例」を改正することについての決定

http://www.shenzhen.gov.cn/zfgb/2009/gb675/200911/t20091112_1226758.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● [「権利侵害責任法」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、全国人民代表大会常務委員会は「[中華人民共和国権利侵害責任法\(草案\)](#)」の全文を公布し、広くパブリックコメントを募集している(締切日:2009年12月5日)。

(里兆法律事務所が2009年11月13日付で作成)

● [ある有名な多国籍携帯電話メーカーが代理店の「\(特定地域外への\)商品横流し」を処罰した事件に関する「独占禁止法」分析](#)

[「商品横流し」事件背景の確認](#)

2009年上半年から、济南、杭州等の地域における、ある有名ブランドの携帯電話の一部の代理店が、ある有名な多国籍携帯電話メーカー（以下「当該メーカー」という）が自身の「(特定地域外への)商品横流し」行為に重い罰則を科したことを不服とし、同ブランド携帯電話に対する糾弾と不買運動を行い、これが全国範囲で広く関心を持たれた。この事件のおおよその経緯は次のとおりである。

- 5月21日、同ブランド携帯電話の全国の約200社の代理店が長沙に結集し、当該メーカーによる「商品横流し」取り締まりにおける巨額の違約金を科す行為を非難した。
- 6月1日、同ブランド携帯電話の数十社の浙江現地の代理店が当該メーカーの杭州事務所に集結し、「商品横流し」に関する巨額の違約

- 06月15日,上海的部分经销商也加入了拒卖行列;
- 08月03日,来自全国15个省市的280多家经销商在北京集体声讨该生产商,称该生产商存在价格垄断、偷税漏税、侵害消费者权益等行为。

“窜货”事件的《反垄断法》解析

所谓“窜货”，是指某一地区经销商将自己的产品销售到其他地区同一品牌经销商代理区域的行为。“窜货”行为的发生与产品销售模式密不可分。根据公开报道，该生产商在中国内地主要的销售模式是，以省为单元设立省级直控经销商（以下简称“FD”），FD下辖地市级经销商，该生产商与FD签订协议，严格限定FD向其下辖地市级经销商的销售价格，并约定了地市级经销商的销售区域，也就是说，各地市经销商之间不能跨区域销售，否则，会面临该生产商的处罚。但是，由于同一种品牌手机在不同地区的销售价格存在价差（即，该生产商对每个地区确定的销售价格可能不同），并且各经销商都有完成销售指标的压力，因此，出于追求利益，也就有一些经销商冒着被处罚的风险从事“窜货”行为。

“窜货”事件的背后，实际上反映的是该生产商的销售模式问题。从《反垄断法》角度，该生产商的上述销售模式涉嫌违反了《反垄断法》第十四条的相关规定，可能构成“固定或限定商品转售价格”及“限制商品销售地域”等两项垄断行为，具体如下所示：

	相关法条	构成要件	可能的法律后果	相关法律风险
固定或限定商品转售价格	■ 《反垄断法》第十四条，“禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议：（一）固定向第三人转售商	■ 经营者与交易相对人达成固定或限定商品转售价格的垄断协议。 ■ 垄断协议的形式可能包括书面或口	■ 由反垄断执法机构责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额1%以上、10%以	■ 由于《反垄断法》中有明确规定，现阶段“固定或限定商品转售价格”被有关部门认定

金を返還するよう求めた。

- 6月10日、当該ブランド携帯電話の山東の40社ほどの代理店が横断幕を掲げ、同ブランド携帯電話の一斉不買運動を行った。
- 6月15日、上海の一部の代理店も不買運動の行列に加わった。
- 8月3日、全国の15の省市からの280社余りの代理店が北京に集結し、当該メーカーを糾弾し、当該メーカーには価格の独占、脱税・税金申告漏れ、消費者権益の侵害といった行為があると非難した。

「商品横流し」事件の「独占禁止法」解釈と分析

ここでの「商品横流し」とは、ある特定地区の代理店が、自己の製品をその他の地区の同一ブランドの代理店の代理地区に販売する行為をいう。「商品横流し」行為の発生には、製品の販売モデルと密接な関連性がある。公開された報道によると、当該メーカーの中国大陸における主な販売モデルは、省単位で省級の直接支配販売代理店（以下「FD」という）を設置し、FDの下に市級の代理店を設置し、当該メーカーはFDと契約を取り交わし、FDからその下の市級代理店への販売価格を厳格に制限し、尚且つ、市級代理店の販売地区を約定しており、つまり、各市級代理店間では地域を跨ぎ販売を行うことはできず、もしも販売を行った場合には、当該メーカーに罰せられることになる。ただし、同一種類のブランド携帯電話は、地域ごとの販売価格に差があり（即ち、当該メーカーが地域ごとに確定する販売価格が異なる場合がある）、尚且つ各代理店はいずれも販売指数を達成しなければならないというプレッシャーから利益追求を優先させ、罰せられるリスクを冒して「商品横流し」行為を行う代理店も一部あった。

「商品横流し」事件の背後に、実際に浮かび上がってくるのは当該メーカーの販売モデルである。「独占禁止法」の視点から見た場合、当該メーカーの上記販売モデルは、「独占禁止法」第14条の関係規定に違反する疑いがあり、「商品再販価格を維持し、又は限定する」及び「商品販売地域を制限する」という2つの独占行為を構成するおそれがあり、具体的には下表にて説明する。

	係る条項	構成要件	考えられ得る法的効果	係る法的リスク
商品再販価格を維持し又は限定する	■ 「独占禁止法」第14条、「事業者が取引先と次の独占的協定を締結することを禁止する。（一）第	■ 事業者と取引先が商品再販価格を維持し又は限定する独占的協定に合意する。 ■ 独占的協定の形式には書面又は口頭による協定、	■ 独占禁止法執行機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、尚且つ前年度の年間売上額の1%	■ 「独占禁止法」に明確な規定があることから、現段階で「商品再販価格を維持し又は限定する」ことは、関係部門に違

	<p>品的价格； （二）限定向第三人转售商品的最低价格；...”</p>	<p>头的协议、决议、决定等，及默契、协调等协同行为。 ■ 该垄断协议不符合《反垄断法》第十五条规定的豁免条件。 ■ 通常，经营者限定相对人转售商品的价格并不违反《反垄断法》规定。</p>	<p>下的罚款；对于尚未实施垄断协议的，可以处以50万元以下的罚款。</p>	<p>为违法的法律风险较大。</p>		<p>三者に商品を再販する価格を維持すること。（二）第三者に商品を再販する最低価格を限定すること。... ...。」</p>	<p>決議、決定等、及び黙約、調和等の協同行為も含まれることが考えられる。 ■ 当該独占的協定は「独占禁止法」第15条に定める免除条件には適合しない。 ■ 通常、事業者が取引先の商品再販の最高価格を限定することは「独占禁止法」の規定に違反しない。</p>	<p>以上、10%以下の罰金を併科する。独占的協定を実施していない場合は、50万人民元以下の罰金を科すことができる。</p>	<p>法であると認定され法的リスクが高い。</p>
<p>限制商品销售地域</p>	<p>■ 《反垄断法》第十四条，“禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议：... ...（三）国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。”</p>	<p>■ 经营者与交易相对人达成限制商品销售地域的垄断协议。 ■ 垄断协议的形式可能包括书面或口头协议、决议、决定等，及默契、协调等协同行为。 ■ 理论上，可能要求经营者在相关</p>	<p>■ 由反垄断执法机构责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额1%以上、10%以下的罚款；对于尚未实施垄断协议的，可以处以50万元以下的罚款。</p>	<p>■ 对于“国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议”，《反垄断法》及其配套法律尚未进行明确规定，该条款属于立法上的兜底条款。 ■ 有关部门是否依据该条款认定“限制销售地</p>	<p>商品販売地域を制限する</p>	<p>■ 「独占禁止法」第十四条、「事業者が取引先と次の独占的協定を締結することを禁止する。..... （三）国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定。」</p>	<p>■ 事業者と取引先が商品販売地域を制限する独占的協定に合意する。 ■ 独占的協定には書面又は口頭による協定、決議、決定等、及び黙約、調和等の協同行為も含まれることが考えられる。 ■ 理論上、事業者に係る市場での一定の優越的</p>	<p>■ 独占禁止法執行機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、尚且つ前年度の年間売上額の1%以上、10%以下の罰金を併科する。独占的協定を実施していない場合は、50万人民</p>	<p>■ 「国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定」については、「独占禁止法」及びその関連法律では明確な規定が行われておらず、同条は立法上の包括条項である。 ■ 関係部門が、同条に照らして、「商品販売</p>

		<p>市場上具有一定優勢地位（見後文分析）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 該壟斷協議不符合《反壟斷法》第十五條規定的豁免條件。 		<p>“區域”違法，目前，存在一定的不確定性。後續，可能會由《反壟斷法》配套細則、指南等做出解釋。</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------

			<p>元以下的罰金を科すことができる。</p>	<p>地域を制限することが違法だと認定するかどうかについては、現時点では、一定の不確定性を有する。今後、「独占禁止法」の関連細則、手引等により解釈が行われると思われる。</p>
--	--	--	-------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

值得注意的是，国家工商行政管理总局 2009 年 04 月出台的《关于禁止垄断协议行为的有关规定（征求意见稿）》第六条规定，“禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议。……（二）经营者无正当理由与交易相对人达成协议，约定交易相对人只能在特定的区域市场内从事经营活动。……。”这在某种程度上说明，反垄断执法部门倾向于认定“限制商品销售地域”属于《反壟斷法》第十四条中“国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议”。但是，对于何谓“正当理由”，上述征求意见稿中并没有明确。根据《关于禁止垄断协议行为的有关规定（征求意见稿）》第七条的规定，所谓“正当理由”，可能指的是《反壟斷法》第十五条规定的情形。

在反垄断法理论上，经营者与交易相对人达成的“限制商品销售地域”、“固定或限定商品转售价格”的协议，属于纵向限制协议。在纵向限制协议中，除了“固定或限定商品转售价格”具有明显的反竞争性以外，其他类型的纵向限制协议是否必然产生限制竞争的效果而受到反垄断法的规制（某些纵向限制协议有时是有益于消费者、甚至是促进竞争的，例如，生产商要求经销商在销售某种产品时必须提供售后服务），需要具体情况具体分析。从国外的实践来看，对于“限制商品销售地域”的行为，欧盟竞争法规定供应商的市场份额至少要达到 30%（即，具有一定的优势地位），才可能产生限制竞争的作用，才会启动反垄断调查程序。

由此可见，“限制商品销售地域”行为是否必然违法，或在什么情况下才违法，在《关于禁止垄断协议行为的有关规定》等正式出台之前，还存在一定的不确定性。

注意すべき事項としては、国家工商行政管理総局が 2009 年 4 月に公布した「独占的協定行為を禁止することについての関係規定（意見募集案）」第 6 条では、「事業者と取引先が次の独占的協定を締結することを禁止する。……（二）事業者が正当な理由なく取引先と合意し、取引先は特定地域の市場内でしか事業活動を行えないと約定すること。……。」と定められており、これは、独占禁止法執行部門はどちらかというところ「商品販売地域を制限する」ことは「独占禁止法」第 14 条にいう「国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定。」に該当すると認定していることを多かれ少なかれ物語っているわけだが、何を以て「正当な理由」とするのかについては、上記の意見募集案においても明確にはされていない。「独占的協定行為を禁止することについての関係規定（意見募集案）」第 7 条の規定によると、「正当な理由」とは、「独占禁止法」第 15 条に定める状況をいうものと思われる。

独占禁止法の理論から言うならば、事業者と取引者が取り交わす「商品販売地域の制限」、「商品再販価格を維持し又は限定する」協定は、縦関係の制限協定に該当する。縦関係の制限協定においては、「商品再販価格を維持し又は限定する」ことは明らかに競争を阻害するほか、その他類似する縦関係の制限協定が競争を制限する効果を必然的に生むことによって独占禁止法の規制を受けるかどうかについては（一部の縦関係の制限協定は消費者に有利な場合もあり、ひいては競争を促進する場合もあり、たとえば、メーカーが代理店に対し、ある製品を販売する際には必ずアフターサービスを提供するよう求めることなどがこれである）、具体的な状況に基づき具体的に分析しなければならない。国外の実践事例によれば、「商品の販売地域を制限する」行為は、EU 競争法ではサプライヤーの市場シェアは少なくとも 3 割に達してこそ（即ち、一定の優越的地位を有し）、競争を制限する作用が働き、独占禁止調査

手続きが稼動されると定められている。

以上から、「商品販売地域を制限する」行為が必然的に違法になるかどうか、又はどのような状況であれば違法となるのかについては、「独占的協定行為を禁止することについての関係規定」等が正式に公布されるまでは、一定の不確定性が存在する。

外商投资企业应当如何应对

对于外商投资企业（作为生产商或供应商时）而言，在与其经销商的供货协议（或合作协议等）中固定或限定经销商相关商品的转售价格，以及划分经销商销售区域的情况并不少见，通常，这些协议中还会约定违约的“罚款”或“罚金”等。但是，随着《反垄断法》的生效及其配套细则、指南等的后续出台，外商投资企业在与其经销商签订相关协议时，应当注意其中的法律风险并采取相应的应对措施。对此，律师结合相关实务经验，简要提示如下：

1. 由于现阶段在相关协议中“固定或限定商品转售价格”被认为违法的可能性较大，因此，建议将相关协议中直接固定或者限定价格表述调整为“建议价格”、“指导价格”、“参考价格”等、或采取“以...为参考”、“以...指导”等措辞，并且，建议不直接规定相应的处罚内容。
2. 同时，可以在现行法律的框架内采取一些灵活的变通措施来督促或约束经销商自觉执行相关销售政策、市场管理办法等。

结语

此次“窜货”事件目前尚未结束，如果后续该“窜货”事件进入了司法程序或者相关反垄断执法部门介入调查，相关法院的判决或者反垄断执法部门的处理结果可能会对上述“国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议”的认定具有很强的指导意义，上述应对措施也可能因此而调整。因此，对于“窜货”事件的最新进展，律师将给与持续的关注。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令全文内容：

《中华人民共和国反垄断法》

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

《关于禁止垄断协议行为的有关规定（征求意见稿）》

<http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/flfd/200904/P020090427545000463689.doc>

（里兆律师事务所 2009 年 11 月 13 日整理编写）

外商投资企业はこれを如何に対処すべきか

外商投资企业（メーカー又はサプライヤーとしてのケース）の立場から見た場合、その代理店との商品供給契約（又は提携契約等）において、代理店の係る商品の再販価格を維持し又は限定し、及び代理店の販売地域を区分するという状況は少なからずあり、通常、これらの契約中には違約時の「ペナルティー」又は「罰金」についても約定している。ただし、「独占禁止法」の施行及びその関連細則、手引等の公布に伴い、外商投資企業がその代理店と係る契約を締結する際には、その中に潜む法的リスクに注意し、係る対処策を講じなければならない。この点について、筆者は係る実務経験とあわせ、以下のとおり簡潔にコメントする。

1. 現時点では係る契約中の「商品再販価格を維持し又は限定する」ことが違法であると認定される可能性が相対的に高いことから、係る契約中で価格を直接に維持し又は限定する表現を「希望価格」、「指導価格」、「参考价格」等に調整するか、又は「...を参考にし」、「...をもって指導し」等の言い回しを採用し、尚且つ係る処罰の内容を直接には定めぬ方がよい。
2. また、現行の法律の枠組において、弾力的で融通が利く措置を講じ、代理店に係る販売政策、市場管理方法等を自主的に執行するよう促し又は拘束するとよい。

まとめ

この度の「商品横流し」事件は現在まだ終結しておらず、今後この「商品横流し」事件が司法手続の段階に突入し又は係る独占禁止法執行部門が調査に介入した場合、係る法院の判決又は独占禁止法執行部門の処理結果は、上記の「国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定」の認定に対し、強い指導的意味合いをもつことになると思われ、上記の対処策もこれにより調整が必要となるおそれがある。したがって、「商品横流し」事件の最新の進捗については、筆者は引き続き関心を払いたい。

備考：

係る法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「中華人民共和国独占禁止法」

http://www.gov.cn/flfg/2007-08/30/content_732591.htm

「独占的協定行為を禁止することについての関係規定（意見募集案）」

<http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/qt/flfd/200904/P020090427545000463689.doc>

（里兆法律事務所が 2009 年 11 月 13 日付で作成）